

平成 23 年 第 2 回

# 菊陽町議会 7 月臨時会会議録

平成 23 年 7 月 28 日

熊本県菊陽町議会

# 第2回菊陽町議会7月臨時会会議録

平成23年7月28日（木）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成23年第2回菊陽町議会7月臨時会)

平成23年7月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第38号及び承認第6号を一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第38号 工事請負契約の締結について（8－8号線外区画道路築造・整地工事及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区））

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町下水道条例の一部を改正する条例）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中 岡 敏 博 君

2番 野 田 恭 子 君

3番 吉 本 孝 寿 君

4番 吉 山 哲 也 君

5番 渡 邊 裕 之 君

6番 坂 本 秀 則 君

7番 石 原 武 義 君

8番 甲 斐 榮 治 君

9番 芝 和 長 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞 佐 男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

5番 渡 邊 裕 之 君

6番 坂 本 秀 則 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

総 務 部 長 吉 岡 典 次 君

福 祉 生 活 部 長 眞 鍋 清 也 君

産 業 建 設 部 長 松 本 東 亞 君

総 務 課 長 平 野 誠 也 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

都 市 計 画 課 長 坂 本 恭 一 君

下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君

総 務 課 長 補 佐 兼 庶 務 法 制 係 長 服 部 誠 也 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

それでは、ただいまから平成23年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番渡邊裕之君、6番坂本秀則君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとする  
ことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第38号及び承認第6号を一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第4、町長提出議案第38号及び承認第6号について一括して議題と  
いたします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説  
明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成23年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、公

私ともにご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日臨時会をお願いしたところでございます。

さて、夏も本格化し、セミの声も一段と高くなり、暑い日が続いております、熱中症等を心配するところでございますが、一方で町内各地区や施設等で活発に夏祭りが開催され、活況を呈しているところでございます。

本町の夏祭りにつきましては、昨年は宮崎で発生した口蹄疫の感染を考慮して中止いたしましたが、今年は8月6日に開催する予定となっております。また、行政主体の開催から、商工会を中心とする民間の方々のお力による夏祭りを目指しているところでございます。議員各位におかれましては、ご多用の中とは存じますが、ぜひご参加いただき、町民の皆様との交流を深められ、夏祭りを盛り上げていただければ幸いに思うところでございます。

それでは、本日の臨時会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

議案第38号は、工事請負契約の締結について（8－8号線外区画道路築造・整地工事及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区））についてであります。

この2件の工事につきましては、土地区画整理事業と下水道事業の合理化と効率化を図るため、合冊入札によりまして一本の工事として入札をしております。なお、この入札におきましては、特定建設工事共同企業体としての指名競争入札として実施しております。

内容につきましては、区画道路築造工事と整地工事に合わせまして、下水道の汚水管と雨水管を埋設する工事であります。

承認第6号は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

平成23年7月1日付で社団法人日本下水道協会熊本県支部が熊本県下水道協会に名称が変更されることになりましたので、菊陽町下水道条例の一部を専決処分し、改正したものであります。

内容は、社団法人日本下水道協会熊本県支部を熊本県下水道協会に改めたものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第38号 工事請負契約の締結について（8－8号線外区画道路築造・整地工事及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区））**

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第38号工事請負契約の締結についてを議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（坂本恭一君） おはようございます。

それでは、議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号は、平成23年7月20日に指名競争入札に付しました8-8号線区画道路築造・整地工事及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、先ほどの町長の提案理由で説明申しましたように、土地区画整理事業と下水道事業の合理化と効率化を図るため、合冊入札によりまして一本の工事として入札しておりますけれども、それぞれに予算が違っておりますので、設計金額に応じて落札額を案分しまして、それぞれに別契約とするものでございます。そういうことで、区画整理事業と下水道事業を一括して説明させていただきます。

1、契約の目的、8-8号線外区画道路築造・整地工事、中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,345万円。それぞれの契約金額につきましては、8-8号線外区画道路築造・整地工事が6,452万2,500円、中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区）が2,892万7,500円でございます。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3、アスク・土野特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、施工場所及び工事概要についてご説明申し上げます。

参考資料の施工位置図をご覧ください。

施工場所につきましては、先般供用開始しました下原堀川線の西側で、図面で黄色で着色した区域でございまして、区画道路築造工事は区域の左端に赤色の縦の線で示しておりますのが区画道路8-8号線で、幅員は8メートル、施工延長は153メートルでございます。

また、区域中央の赤色の横の線で示しておりますのが区画道路6-24号線で、幅員は6メートル、施工延長は150メートルで、合計303メートルでございまして、道路の幅員及び舗装構成につきましては、図面右側の標準断面のとおりでございます。

整地工事につきましては、図面中ほどの区画道路6-24号線の北側、図面では上の方の黄色で着色した箇所でございますけれども、8,296平米でございまして、現在駐車場として利用されております分の舗装につきましては、舗装をはぎ取りまして、区画道路よりも高くなるように整地をするものでございます。

次に、中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区）につきましては、污水管が赤の線、雨水管が青の線で示しておりますけれども、まず污水管につきましては、区画道路8-8号線の間付近の区画道路6-24号線との交差部より北側、図面では上の方と、区画道路6-24号線に直径が200ミリの塩化ビニール管を298メートル埋設するものでございます。

また、雨水管につきましては、区画道路8-8号線と区画道路6-24号線との交差部よりも南側、図面では下側でございますけれども、直径が600ミリメートルの塩化ビニール管を79メートル、6-24号線に直径が900ミリの強化プラスチック管を153メートル埋設するものでござい

ます。

なお、埋設位置につきましては、図面右側の標準断面のとおりでございますけれども、埋設の深さにつきましては、道路の縦断、勾配等によって変わってきますので、図面上では平均の深さで表示しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

最後のページでございます。

それでは、8-8号線外区画道路築造工事及び中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事（3工区）の合冊での指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして、6月15日及び6月28日の指名審査会を経まして、本工事の規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の土木業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案いたしまして、町内土木業者によります6つの特定建設工事共同企業体を指名いたしました。

指名しました特定建設工事共同企業体名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格で入札のあった、上から4番目のアスク・土野特定建設工事共同企業体を落札者に決定したところでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格が9,636万1,000円に対しまして、落札価格が9,345万円ございまして、落札率は96.98%という結果でございました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第38号ですけれども、今説明がありました特定の建設工事企業体ってというのは、今實取課長の方から技術向上や地元の仕事の機会の確保ということで説明がありましたけれども、こういう入札の仕方は私は初めてではないかなと思いますが、その点についてどうなのか、私の記憶違いなのか分かりませんが、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

また、落札率が96.98%でやや高いなという印象を持つのと、あと全体の入札価格の差が高いところと落札をしたアスク・土野特定建設工事共同企業体の差がほとんどなくて177万円と、金額からするとかなりわずかではないかなというふうに思いますが、その辺は町としての考えをお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの件についてご説明申し上げます。

特定建設共同企業体の施工につきましては、これまでも光の森の整備工事等におきまして共同企業体の活用を図った事例がございます。

先ほどもご説明申し上げましたように、共同企業体については、建設工事が今回の場合には土木一式工事ということで、1億円を超える金額にはなっておりませんが、1億円に近いものということもありますし、そういった大規模の工事につきましては、町内業者の活用の中で、どうしても1社では工事がスムーズに進まない場合等もございますので、こういった感じで2社あるいは3社といった共同企業体のグループをもって工期内にスムーズな施工ができるような形をお願いしているところでございます。

したがって、工事によって共同企業体の本来の目的であります施工力、あるいは技術力、経営力等の結集によりまして、効率的で効果的な施工が図れるというふうに思いまして、今回そのような手法をとったところでございます。

次に、落札率が96.98%ということで、高いというようなご指摘があったような気がいたしますが、この点につきましては、町の方といたしましても落札率の点については、いろいろこれまでも議会でご議論いただいております。低い場合があり、高目の場合があり、いろいろな状況の中で競争の結果として出てくるものというふうに理解しております。予定価格の範囲で、今回は最低制限価格は設けておりませんが、最低制限価格を設ける場合にはそれを下回らない範囲、その中で範囲におさまっておればそれを落札、競争の結果ということになりますので、落札したということで決定いたしまして、契約に向かっていくということでございます。

なお、今回共同企業体ということと、それから下水道と都市計画区画整理の整地工事等ということで2つの工事を並行して行う、一緒に行うような施工の状況の中で、そういった部分も評価された落札率であったのかもしれないと思っております。

いずれにいたしましても、今回の落札の率というよりも金額をもって、今回の2つの工事がスムーズに行える適正な工事であって、品質が確保されるというふうに思っております。

また最後に、落札率を、ここの業者の共同企業体の落札率は示しておりませんが、おっしゃったように、一番高いところで98.71であろうかと思えます。低いところは今の96.98%ということでございます。これも先ほども申しましたように、競争の結果ということでは町の方としては判断できかねるところでございます。高いから悪い、低いからいいというだけでもございませんが、町としては税をもって事業を執行していくということでございますので、この入札の方法につきましては先ほどから申しておりますように、競争性を高める手法等々の取り組み等も踏まえて、基本的には品質がきちんと確保されるということを前提といたしまして、なるべく低い、競争性が高まるような方法というのも考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） また、契約が2つの工事を一緒にするわけですけれども、これでどの程度の効果が、1つずつした場合と一緒にした場合の違いについて質問します。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

それぞれに発注した場合との比較でございますけれども、これは8-8号線外の方が73万5,000円、それと下水道事業の方が189万円安くなります。

以上でございます。

ちょっと説明が不足しておりましたけれども、土木工事の場合、建築工事でも同じですけれども、直接工事費に対しましてそれぞれの諸経費がございますけれども、その率が直接工事費が高いほど諸経費の率が安くなってまいります。そういうことで、一緒に発注することによって、合計の直接工事費の率で経費を計算しますので、少しずつ安くなっていくということで、ただいま申し上げましたような差が出てくるということでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） この入札の件ですけれども、普通一般的に民間では考えられないような入札率ですけれども。先ほど小林君の方からも指摘がございましたように、やはり特定の協力企業体として特定で組んでやるのはいいんですけれども、もう少し80台ぐらいまでなるような行政主導も大事じゃなかろうかと。一般的に公共事業だからこの96というのも97ということは、まさにありありです。それから、それを言わない限りはもう私たちも言いませんので、ありありにないような形でやっていかないと、ちょっと一般的に食べ物にされたような感じがしますんで、よき指導をお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第38号についてですけれども、私の理解では、本工事は一度議会に上程されましたが途中で引っ込められましたですね。理由は、落札した業者が経済的、経営的な面で困難を生じたというふうなことで取り下げと。ですから、再入札になるんですけれども、もう落札価格は知れ渡っていますので、言うならばもう一つ企業を加えて合冊で入札というふうに私は理解をしておりますが。

その際、この本件とは直接は関係がないかもしれませんが、例えば落札をして、その後契約がもう終わってしまったらどうなるのか。それから、さらに進んで、今度は手付金を打った後に、落札業者にそういう問題が生じたといった場合にどうなるのか。それから、最後に3点目に、

こういう経済の状態、日本国全体がですね、なかなかいろんな危機にそれぞれの企業体が見舞われることは当然あり得ると思いますけれども、その辺についての危機管理ですね、情報の収集とか、そういったことはどういうふうになされておるのか、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） まず1点目というか、最初にご質問がありました質問の中で、上程というお言葉がございましたけれども、当初6月15日の議会に向けて追加議案として提案しようとしておりました議案につきましては、仮契約の段階におきまして取り下げということでございましたので、提案はしておりません。その前に議案を回収させていただいたということでございます。

（8番甲斐榮治君「それを踏まえて」の声あり）

ただし、実際には仮契約をやった事実があった、そのことを踏まえまして次の契約行為に移っていくわけでございますけれども、今回の件につきましては、8-8号線につきましてと下水道の工事の合冊ということに、2つが今度は出てきておりますけれども、6月の時点におきましては、都市計画事業の早急な推進ということもありまして、その部分のみでの入札を行い、仮契約で議会にお願いしていく予定でございましたが、先ほども言いましたように、仮契約の後に取り下げがあったので、それについて仮契約を町の方としては回収したという経緯の中で、次の段階といたしまして、下水道の方がその同じ区域におきまして、今回提案しております中央汚水・菊陽第4排水区枝線築造工事を施工する予定としておりまして、国からの内示が出てきて同時に施工できる可能性が出てまいりましたので、設計書をあわせてつくっていきまして、今回はもう全く新たな工事ということで入札を行う方向になったわけでございます。

また、誤解のないように申し上げますと、確かに落札率、あるいは落札金額が従前のが分かっていたからというようなお言葉がありました。が、予定価格を公表しているというような状況もありまして、その辺の競争性の問題についてはいろいろご議論はあるかと思っておりますけれども、制度の中でできる範囲で取り組んでいくしかないというふうに思っているところでございます。ですから、落札価格が知れ渡っているということについては、特段次の入札には、競争性の中でということでもありますから、影響は大きくはないかなというふうに思っているところでございます。

次に、基本的な事項といたしましてご質問のありました点でございますけれども、仮契約につきましては先ほど議会の議決をもって本契約に変えていきますので、その前であれば正式な契約となっておりますので、町と仮契約との相互の関係というのは公式なものとは出てまいりません。

ただし、例えば本日の議会の議決を受けまして契約いたしまして本契約に変えた後に、今度はこの前のような契約できない、あるいは契約できても執行ができなくなるとか、いろいろな状況があるかと思っておりますけれども、契約してその後に、先ほども甲斐議員からも申し上げられま

したように、前払い金とかいろいろな手続の中で契約行為も行っていますので、当然前払い金の場合には保証協会等々の現金での入金、あるいは保証協会等の補償ということで、その分対応していきますので、町がお金を払った部分がありますれば、それ相応の前払い金に対する対応、ですから町が正式に支払うべきものというのを計算いたしまして、何らかの形でスムーズに回収ができるというふうに思っていますし、また工事が進んでいきまして途中で執行ができなくなるとか、いろいろな状況が出てくるかと思えますけれども、その段階におきましても工事の完了した部分をきちんと精算いたしまして、それまでの金額をお払いし、払い過ぎているものは回収していくといったような手続等、いろいろな場面、場面で出てくるかと思っておりますけれども、その辺につきましても、契約、約款等々に定める中で進めていくものと思っております。

以上でございます。

(8番甲斐榮治君「危機管理の問題は」の声あり)

失礼しました。

次に、甲斐議員のおっしゃったように、全国、あるいは熊本県でもそうであります。一つ情報提供として申し上げたいのが、熊本県の土木一式工事の格付、それと格付に伴います請負対象金額が6月1日から見直されております。ちょっとご案内申し上げますと、ランクの、例えば以前は特Aとか言っておりましたのがA1になったり、AとしておりましたのがA2になったり、その辺の言い回しもありますし、またそのまま読みかえできるものではございませんけれども、町内業者さんの状況と重ね合わせながら見ていきますと、今回見直してA1ランクというのが菊陽町の土木一式工事を施工される業者さんにはおられないんですけども、5,000万円以上の工事が対象になってます。県の工事は、A1ランクが5,000万円以上で、菊陽町の業者さんにはおられなくなっております。

従前は、このランクでありますと3,000万円以上9,000万円未満ということで高かったのが、枠がかなり絞られてきたということ。次に、Bランクであっても従前が1,200万円から3,000万円であったのが、300万円以上1,000万円未満になっているということで、かなりの入札機会、あるいは落札できる可能性という枠が狭まってきている状況もございまして、甲斐議員がおっしゃったような部分も含めて県内、あるいは町内の業者さんも合わせて厳しい状況に至るのではなかろうかというふうに懸念している部分がございます。

そういう状況の中で、業者の情報をどのようにチェックしていくかという危機管理の問題につきましても、これも町内、県内、それから県外とさまざまな業者さんの状況がありますので、町に指名願のあるすべての業者さんの日々の経営状況、あるいは法律に基づく指名停止等々、いろいろな情報を日々確認するというようなのは実際困難な部分でございます。ただし、これは内部での取り扱いでございますけれども、情報誌等を取りながら、近年における年間の利益の状況が、経営状況が少し悪くなっている業者さんがおありになるとかといった情報を把握できる範囲は、これは極秘の資料でしかございませんけれども、そのあたりをチェックして

おりますし、また熊本県の指名停止等の状況については逐次ホームページ等でも確認できておりますし、また全国展開されてる業者さんにつきましても、熊本県も把握しておりますし、町もできる範囲で情報を収集するよう可能な限り、毎日毎日その業務だけを行っておりませんので、すべて確認するということはできませんけども、可能な範囲で発注課に迷惑のかからないように努めているところでございます。

ただし、前回の仮契約のときも、前回の取り下げました議案の仮契約をしておりました業者さんにつきましても、情報といたしましては不渡りが1回目というふうな情報等もございまして、そういう状況の中では町の姿勢としては、それをもって指名停止したり、あるいは契約しないといった行為をするのは通常法律行為の中では避けるべきというふうに考えておりますので、そのあたりの微妙な部分の情報収集とそれを生かす手法については、担当といたしましても非常に苦慮しながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町下水道条例の一部を改正する条例）

○議長（大塚 昇君） 日程第7、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町下水道条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、承認第6号につきましてご説明を申し上げます。

承認第6号は、菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めらるものでございます。

内容は、社団法人日本下水道協会熊本県支部が平成23年7月1日付で熊本県下水道協会に名称を変更することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、最終ページをご覧ください。

責任技術者資格認定共通試験の条文につきまして、第7条の8、現行では下線の部分を申し上げます。「社団法人日本下水道協会（昭和40年1月16日に社団法人日本下水道協会という名称で設立された法人をいう。）の熊本県支部（以下「県支部」という。）」とありますが、これを改正案では「熊本県下水道協会」に改めるものでございます。

これは、国の公益法人制度改革によりまして、新しい制度での公益認定を受けます社団法人日本下水道協会と、これまでこの協会の参加組織としての位置づけでありました国内の各地方支部や都道府県支部との関係のあり方が明確に示されまして、今後は各地方支部や都道府県支部の組織体制を日本下水道協会とは完全に分離することとなったものでございます。よって、各地方支部の名称を、例えば九州地方であれば九州地方下水道協会と、また各都道府県支部であればその名称も何々県下水道協会というふうに名称が改められたものでございます。これにより、今回の条例の一部改正となったものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時40分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 渡邊 裕之

菊陽町議会議員 坂本 秀則

菊陽町議会会議録  
平成23年第2回7月臨時会

平成23年7月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇  
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919